

# 那覇市保育園における避難情報等警戒レベル発令時の対応ガイドライン（保護者配布用）

## 1、避難に係る判断基準について

避難に係る判断基準については、以下のとおり本市が発令する「避難情報等警戒レベル」（以下「警戒レベル」という。）とし、【警戒レベル 3：高齢者等避難】以上が発令された場合、直ちに避難等を行うこととします。

保育園の避難判断基準による「避難情報等警戒レベル」に基づく。		名 称：避難情報等警戒レベル 発信者：那覇市 内 容：避難情報		名 称：警戒レベル相当情報 発信者：気象台・都道府県 内 容：河川水位や雨の情報		警戒レベル相当情報は、本ガイドラインの避難判断基準ではないため、注意すること。
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報） 浸水の情報（河川） 土砂災害の情報（雨）	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報（土砂災害）
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保		4 相当	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示		3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難		2 相当	氾濫注意情報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報		1 相当	—
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報			

## 2、臨時休園の判断基準について

保育園が所在する場所に

那覇市が発令する避難情報等警戒レベル 3（高齢者等避難）

以上が発令下にある場合

午前 7:00 時点	警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	休園します
	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	ただし、15時以前に【警戒レベル2】以下の状態となった場合、かつ園の施設及び周辺の道路状況等の安全が確認された場合は、開園することとし、開園時間等を園から保護者に連絡します。 (15時1分以降の場合は引き続き休園とする。)
保育中	警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	園児を保護者に引き渡した後は休園します
	3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	園は、園児を安全な場所に避難誘導します。なお、園周辺の道路状況等の安全が確認された後、園児のお迎え時間等について、園から保護者に連絡します。

### 【台風時の対応】

○暴風警報又は避難情報等警戒レベル3（高齢者等避難）のいずれかが発令された場合は、休園とする。

### 3、給食の対応について

	台風時及び台風以外の災害の場合
① <u>7時00分時点</u> で園の所在する地区 が <u>警戒レベル3以上</u> の発令下にある 場合	<b>給食提供は行わない</b> ※休園のため
② <u>7時01分から11時までの間</u> に園の 所在する地区が <u>警戒レベル2以下と なった場合</u>	<b>給食提供を行う</b> ※メニューを変更することがあります
③ <u>11時1分から15時までの間</u> に園の 所在する地区が <u>警戒レベル2以下と なった場合</u>	<b>給食提供は行わない</b> ※ご家庭で済ませて下さい
④ <b>保育中</b> に園の所在する地区に <b>警戒レベル3以上高齢者等避難が 発令された場合</b>	避難情報等警戒レベル発令時刻によって、食べず に降園する場合があります。その際、各園から保 護者に保育業務支援システム等により連絡する。

※但し、上記の対応以外に、災害発生の状況によって給食センターや調理場施設の停電や断水、  
床上浸水等施設の損壊等により、給食提供ができないことがあります。

### 4、園と保護者との連絡体制について

園は、本ガイドラインを保護者に周知するとともに、避難場所や緊急時の園児の引き渡し方法等について、書面で保護者と確認します。

臨時休園や避難行動を行う場合、園は、保育業務支援システムや緊急メール等で、保護者にお知らせします。

### 5、避難情報等警戒レベルの確認方法

避難情報等警戒レベルは、那覇市公式LINE、那覇市公式ホームページ、那覇市公式防災ツイッターで確認します。